

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、経済的に厳しい状況にある場合、以下の通り、貸付内容が拡充されます。

貸付対象や必要書類、免除要件等の詳細については、パンフレットを参照し、拡充内容でお申込みを希望される場合は、相談の際にお申し出ください。

<進学者>

新型コロナウイルスの影響でアルバイト収入が減収した場合、生活支援費が増額できます。

資金種類	貸付金額	貸付期間
生活支援費	月額5万円+ <u>3万円</u>	原則、正規の修学期間 <u>※増額の3万円は最大12か月</u>
家賃支援費 ※現行通り	1か月の家賃相当額 (管理費・共益費含む) ※居住地の生活保護住宅扶助額 を限度	原則、正規の修学期間

<就職者>

新型コロナウイルスの影響で休業や減収した場合、就職者も生活支援費の貸付が利用できます。また、家賃支援費は最大3年間まで利用できます。

資金種類	貸付金額	貸付期間
生活支援費	月額8万円	最大12か月(求職期間含む)
家賃支援費	1か月の家賃相当額 (管理費・共益費含む) ※居住地の生活保護住宅扶助額 を限度	最大3年間

※拡充内容で申請する場合、新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことを書類等で確認させていただきます。

※貸付の決定については、制度の趣旨に照らして個別に審査されます。なお審査によって貸付が不承認となることもあります。

<問い合わせ先>

東京都社会福祉協議会 福祉資金部

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業担当 TEL: 03-3268-7238